

京都市告示第170号

景観法第19条第1項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので、告示します。

平成30年6月29日

京都市長 門川大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
奥田邸	京都市山科区西野山階町36番1, 36番2, 36番3, 37番1, 38番1
旧前川邸	京都市中京区壬生賀陽御所町49番
高田恒治郎邸	京都市北区出雲路立テ本町103番4

(都市計画局都市景観部景観政策課)